

優先度評価フロー（小笠原）

整備優先度の考え方

小笠原諸島では、人命の保護を最優先とし、各対象溪流における土砂災害警戒区域や土砂災害（特別）警戒区域に含まれる保全対象の重要度から整備優先度を設定する。

(1) 整備優先度に関する指標

小笠原諸島では、対象溪流の整備優先度を設定するにあたり、以下の指標を用いる。

番号	種別	参照資料
1	避難所	小笠原村地域防災計画（令和 2 年改訂）
2	要配慮者利用施設	小笠原村地域防災計画（令和 2 年改訂）
3	災害時重要公共施設	区域調書（平成 29 年）、国土数値情報
4	インフラ施設	区域調書（平成 29 年）、国土数値情報
5	人家	区域調書（平成 29 年）
6	都道	区域調書（平成 29 年）

(2) 整備優先度の評価

保全対象の優先度は、人命の保護を最優先と考え、避難所、要配慮者利用施設を最重要施設とした。次に、港湾施設や公共機関等の災害時重要公共施設を重要施設とした。

そして、発電所等のインフラ施設や人家戸数、避難路となる都道を評価対象とした。人家については、「避難指示等により避難を行う」ことを前提とする。

以上より、保全対象の優先度は以下の通りである

保全対象の優先度：

避難所・要配慮者利用施設>災害時重要公共施設>インフラ施設・人家>都道

※災害時重要公共施設とは、物資輸送拠点となる港湾施設（二見港・沖港）と、防災行政を担当する公共機関（村役場、支庁、警察署）とする。

- ・事業の実施について、既に砂防堰堤が整備されている溪流は、一定の土砂整備効果が見込めるため、第1期事業から除き、砂防施設が未整備である溪流を第1期事業とする。既存施設のある溪流は1基目が整備済みと考える。
- ・1基目整備を第1期事業とし、2基目以降の整備を第2期事業として次のように考える。

第1期事業

- ・砂防堰堤のない溪流について、右記のフローに基づき整備優先度を評価して事業を進める。砂防施設が未整備の溪流を第1期事業とする。
- ・新設する1基で100%整備を原則とする。ただし、土砂整備率が100%に満たない溪流は第2期事業を検討する。

第2期事業

- ・第1期事業完了時点で、土砂整備率が100%に満たない溪流について、再度フローに従って整備優先度を評価する。

